

## 第 2 章 工事材料及び検査

### 2-1 工事材料

2-1-1	使用材料	11
2-1-2	検査	11
2-1-3	材料の管理	11

### 2-2 支給及び貸与材料

2-2-1	支給及び貸与	13
-------	--------	----

### 2-3 発生材

2-3-1	発生材	13
2-3-2	発生材管理	13

## 第 2 章 工事材料及び検査

### 2-1 工事材料

#### 2-1-1 使用材料

1. 配水管工事に使用する材料は、設計図書に特に明示した場合を除き、原則として「石狩市水道事業指定資材一覧表」に定めるものとする。
2. 使用材料の規格はすべて日本工業規格（J I S）、日本水道協会規格（J WWA）、その他の関連諸規格に適合し、それを証明する試験証明書、又は製品証明書を提出しなければならない。
3. 規格以外の材料、及び特殊な材料を使用する場合には、資料を添付した承認願を提出し工事監督員の承認を得なければならない。

#### 2-1-2 検査

1. 工事材料は資材置場に整理整頓し、受注者が社内検査実施後、資材検査書を添付し工事監督員の検査を受けなければならない。
2. 前項の検査に合格したものでなければ、これを工事に使用してはならない。不合格品はすみやかに場外に搬出しなければならない。
3. 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取り替え再び検査を受けなければならない。

#### 2-1-3 材料の管理

##### 1. 運搬

- (1) 運搬に用いる機械器具は常に点検整備しておかなければならない。
- (2) 運搬にあたっては、安全な積み方とし、過積載とならないようにしなければならない。
- (3) 材料には衝撃を与えないようにし、モルタルライニング、塗覆装ははく離しないように注意しなければならない。
- (4) 運搬中は、荷くずれのないよう丁寧に固定し、クッション材をあて、ワイヤロープ等を入念に締付けておかなければならない。
- (5) 凹凸がある路面又はカーブを通過するときは、積荷に注意しなければならない。

##### 2. 積み下ろし

- (1) 管を吊る場合は、2点吊りにより行い、管の重心の位置が片寄らず水平に吊り上げるようにすること。又、管が濡れている場合は特に取扱いを慎重に行わなければならない。
- (2) 材料の積み下ろしは、クッション材及び被覆ワイヤロープ等を用い、内外面が損傷しないように注意しなければならない。
- (3) 水道配水用ポリエチレン管及び塩ビ管の場合は、特に衝撃を与えないようにしなければならない。

##### 3. 材料の保管

- (1) 材料の保管場所は、原則として工事現場周辺に確保しなければならない。又、これによりがたい場合は工事監督員と協議すること。
- (2) 保管場所構内には、工事関係者以外みだりに立ち入りできないように柵などの安全対策を設けな

ければならない。

- (3) 材料は角材などを敷いて、直接地面に置いてはならない。又、危険防止の為、必ず歯止めをしなければならぬ。
- (4) 管の保管は、製品の変形変色及び劣化を防止するため屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとする。なお、屋内保管が困難な場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しにも配慮して保管しなければならない。
- (5) 水道配水用ポリエチレン管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないようにして横積すること。特にEF受け口付直管については、受け口部端子に衝撃を加えてキズをつけないよう、取り扱いには十分注意すること。
- (6) 段積が必要な時の積み重ねは、安全管理を考慮し原則として次の表-1、2によらなければならない。

表-1 工事現場内の材料置場におけるダクタイル鋳鉄管積み重ね段数

口径 (mm)	管長 (m)	最大積み重ね段数 (段)
75～100	4	4
150～200	5	3
250	5	2
300～350	6	2
400	6	1
450～500	6	1
600～900	6	1
1,000～1,500	6	1
1,600以上	4	1

表-2 工事現場内の材料置場における水道配水用ポリエチレン管積み重ね段数

口径 (mm)	管長 (m)	最大積み重ね段数 (段)
50～100	5	7
150	5	5
200	5	3

保管状況例



## 2-2 支給及び貸与材料

### 2-2-1 支給及び貸与

1. 工事材料の一部について、発注者が支給及び貸与する場合は、設計図書によらなければならない。
2. 支給及び貸与材は、工事監督員及び受注者が立会いのもとに確認した後、支給あるいは貸与しなければならない。
3. 支給及び貸与材の形状、寸法が使用に適当でないとき、受注者は、その旨を工事監督員に申し出なければならない。
4. 支給品及び貸与材を滅失、又は損傷したときは賠償又は原形に復さなければならない。
5. 工事完成後、支給及び貸与材の残材については、工事監督員の検査を受け、所定の場所に返納しなければならない。

## 2-3 発生材

### 2-3-1 発生材

工事現場から有価材と思われるものが発生したときは、工事監督員に報告し指示を受けなければならない。

### 2-3-2 発生材管理

管及びその付属品の撤去材は、工事監督員の指示に従い受注者の責任において保管しなければならない。又、必要に応じて指定する場所に運搬しなければならない。